

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」について

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

都市公園における遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公園管理者において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

国土交通省では、都市公園における安全管理の強化を図るため、これまでも公園管理者である地方公共団体に対して30日以上に加療を要する事故の発生報告を要請し、地方公共団体にこれらの情報提供を行うとともに、都市公園の安全管理の強化について注意喚起を行うなど必要な措置を講じてきたところであります。

今般、これらの措置に加え、地方公共団体の意見を聴くとともに、公園や子どもの遊び、遊具に関する学識経験者等から構成される調査検討委員

会（委員長：平野侃三東京農業大学教授）における検討を踏まえ、わが国の都市公園の現状を勘案するとともに、諸外国の遊び場や遊具の安全確保に関する指針や規格を参考として、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（案）」をまとめました。本指針（案）については、平成13年11月8日から28日にかけてパブリックコメントを実施し、60の個人または団体から意見が寄せられました。

国土交通省ではこれらの検討や意見を踏まえ、平成14年3月11日、都市公園法に係る技術的助言として「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」をとりまとめ、各公園管理者に通知しました。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」

まえがき

Ⅰ 本指針の位置づけ

本指針は、都市公園において子どもにとって安全な遊び場を確保するため、子どもが遊びを通して心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけてゆく「遊びの価値」を尊重しつつ、子どもの遊戯施設の利用における安全確保に関して、公園管理者が配慮すべき事項を示すものである。

Ⅱ 対象と適用範囲

本指針の対象は、都市公園法施行令第4条に規定する遊戯施設のうち、主として子どもの利用に供することを目的として、地面に固定されているものとする（以下、「遊具」という）。

ただし、管理者などが常駐し施設の管理だけでなく遊びを指導し見守っている遊び場に設置された遊具や特別な利用を目的として製造又は改造された遊具については、一般の遊具とは利用形態が異なり、個別に安全確保を行うべき遊具であることから、本指針の対象としない。

本指針の対象となる遊具の利用者は、幼児から小学生（おおむね3歳から12歳）を基準とし、このうち幼児の利用については、保護者が同伴していることを前提とする。

1. 子どもの遊びにおける危険性と事故

1.1 子どもの遊び

(1) 子どもと遊びの重要性

子どもは、遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また、集団の遊びの中での自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させてゆくものと考えられる。

このように、遊びはすべての子どもの成長にとって、必要不可欠なものである。

(2) 子どもの遊びの特徴

子どもが遊びを通して冒険や挑戦をすることは自然な行為であり、子どもは予期しない遊びをすることがある。

また、子どもは、ある程度の危険性を内在している遊びに惹かれ、こうした遊びに挑戦することにより自己の心身の能力を高めてゆくものであり、子どもの発育発達段階によって、遊びに対するニーズや求める冒険、危険に関する予知能力や事故の回避能力に違いがみられる。

(3) 子どもと遊びと遊具

遊具は、冒険や挑戦、社会的な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させる。子どもが冒険や挑戦のできる遊具は、子どもにとって魅力的であるばかりかその成長に役立つものでもある。

また、子どもは、さまざまな遊び方を思いつくものであり、遊具を本来の目的とは異なる遊びに用いることもある。

1.2 リスクとハザード

(1) 遊びにおけるリスクとハザード

子どもは、遊びを通して冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくものであり、それは遊びの価値のひとつであるが、冒険や挑戦には危険性も内在している。

子どもの遊びにおける安全確保にあたっては、子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値のひとつでもあることから、事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性であるリスクと、事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性であるハザードとに区分するものとする。

(2) 遊具に関連するリスクとハザード

遊具に関連するリスクとハザードは、それぞれ物的な要因、人的な要因とに分けることができる。

例えば、通常子どもが飛び降りることができる遊具の高さは物的リスクであり、落下防止柵を越えて飛び降りようとする行為は人的リスクである。

一方、遊具の不適切な配置や構造、不十分な維持管理による遊具の不良は物的ハザードであり、不適切な行動や遊ぶのには不適切な服装は人的ハザードである。

1.3 遊具に関連する事故

遊具に関連する事故には、衝突、接触、落下、挟み込み、転倒などがあり、裂傷、打撲、骨折などの傷害をもたらすことになる。

事故の状態としては、①生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらすもの、②重大であるが恒久的でない傷害をもたらすもの、③軽度の傷害をもたらすものの3段階に大別することができる。特に頭部の傷害は重度の障害につながるため十分な配慮が必要である。

2. 遊具における事故と安全確保の基本的な考え方

2.1 遊具の安全確保に関する基本的な考え方

遊具の安全確保にあたっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本とする。

公園管理者は、リスクを適切に管理するとともに、生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらす事故（以下、「重大な事故」という）につながるおそれのある物的ハザードを中心に除去し、子ども・保護者等との連携により人的ハザードの除去に努める。

子どもと保護者は、遊びには一定の自己責任が伴うものであることを認識する必要があり、保護者は、特に、自己判断が十分でない年齢の子どもの安全な利用に十分配慮する必要がある。

公園管理者と保護者・地域住民は、連携し、子どもの遊びを見守り、ハザードの発見や事故の発生などに対応することが望まれる。

2.2 安全確保における公園管理者の役割

(1) 公園管理者の役割

公園管理者は、遊具の安全確保の基本的な考え方に従って、計画・設計段階、製造・施工段階、維持管理段階、利用段階の各段階で遊具の安全が確保されるよう適切な対策を講ずるものとする。

公園管理者が各段階毎の業務を外部に委託・請負する場合には、受託者・請負者に対し同様の対応を求め、適切な指示、承諾、協議などを行う。

また、事故が発生した場合は、事故の再発防止のための措置を講ずるとともに事故の発生状況を記録し、その後の遊具の維持管理に反映させる。

(2) 保護者・地域住民との連携

遊具の安全確保にあたっては、公園管理者のみで行うことは難しく、遊具の安全確保に関する基本的な考え方を踏まえ、保護者・地域住民と連携することが不可欠である。

このため公園管理者は、保護者・地域住民との間において、安全点検、子どもの遊びを見守ること、危険な行動への注意、事故発生時の連絡などについて、都市公園の管理を通して協力関係を醸成していくことが必要である。

また、子どもの遊び場に関わる民間団体との連携を図り、子どもと保護者・地域住民に対し、遊具の安全確保についての普及啓発を行うことが望まれる。

3. 各段階での安全対策の考え方

3.1 計画・設計段階

(1) 遊び場の立地選定

遊び場の立地選定は、安全確保の観点から周辺の土地利用などに応じた安全な経路や見通しなどを考慮した利用動線を確保するとともに、遊具を設置する場所の地形や遊具の耐用年数などに大きな影響を与える環境条件に考慮した安全対策を講ずる。

(2) 遊具の選定

遊具の選定は、地域の年齢構成、遊び場の分布、利用状況などを調べて地域ニーズを踏まえた上で、利用する子どもの年齢構成に応じた遊びの形態を想定し、種類や規模などを決定する。

遊具の種類や規模の決定にあたっては、幼児と小学生では運動能力や事故の回避能力が大きく異なるため、当該遊具を利用する子どもの年齢層を踏まえて、遊具自体や各部の寸法などを検討する。また、重量が大きい可動性の遊具の選定にあたっては、利用する子どもの想定される年齢構成や遊びの形態について十分に考慮し、慎重を期する。加えて、過剰利用による事故を防ぐため、人気のある遊具については過密にならない範囲内で、複数設置することなどに配慮する。

(3) 遊具の配置及び設置面への配慮

遊具の配置は、遊具と遊具周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮した安全領域などに配慮する。

幼児と小学生の双方が利用可能な遊具もあるが、一方の年齢層の利用には適さない遊具もあり、能力に適合しない遊具の利用による事故や衝突事故を避けるため、幼児用遊具と小学生用遊具の混在を避けるなどの安全対策を講ずる。

利用する子どもが落下するおそれのある遊具については、硬い設置面への配置を避けるとともに、必要に応じて、設置面による落下の衝撃の緩和についても配慮する。

(4) 遊具の構造

遊具の構造は、全体が子どもの利用に応じた強度を持つ必要があり、特に、動きのある遊具では、全体の構造のみならず細部の構造についても動きに対応した強度を持つように配慮するとともに、以下のような安全対策を講ずる。

①絡まり・引っかかり対策

・衣服の一部などが絡まったり、身体が引っかかるでっぱり、突起、隙間などを設けない・突起の形状に留意し、埋め込み、ふたを被せるなど工夫する

②可動部との衝突対策

・可動部と地面の間に適切なクリアランスを確保する
・可動部との衝突による衝撃を緩和する

③落下対策

・落下防止柵を設ける
・登れないように足がかりをつくらない

④挟み込み対策

・身体の一部が引き抜けなくなるような開口部や隙間を設けない

⑤その他の危険対策

・つまづかないように基礎部分を埋め込むか、垂直に立ち上げず設置面にすり付ける
・遊具のどの部分にも、切傷や刺傷の原因となる鋭い尖端、角、縁（ふち）、ささくれをつくらない
・部品や部材を簡単に外すことができないようにする

⑥救助対策

・救助できるようにするため内部に大人が入れるようにする

また、遊具は屋外に設置され、風雨にさらされるものであることから、材料の耐水性や耐候性、仕上げにも配慮する。また、遊具の構造は点検整備、部品交換が容易なものとする。

3 2 製造・施工段階

(1) 遊具の製造

遊具の製造は、製造受託者又は請負者（以下、「製造者」という）に対して、設計図書に基づき、計画・設計段階における遊具の構造に起因する物的ハザードの除去対策を踏まえ、製造時に設定された期間において、十分な安全確保を図るため、材料に適用される日本工業規格などの諸規格に沿って、経年変化による材料の変化などを勘案して、毒性がなく耐久性のある材料の使用及び加工・仕上げ、接合方法等、製造の各段階における品質管理を徹底するように、指示、承諾、協議などを行う。

なお、遊具の維持管理における留意事項を把握するため、必要に応じて、製造者に対して、遊具の材料、構造など、遊具の安全確保に関わる資料の提出を求める。

(2) 遊具の施工

遊具の据付けなどの施工は、施工受託者又は請負者（以下、「施工者」という）に対して、設計図書に基づき、計画・設計段階における遊具の構造に起因する物的ハザードの除去対策を踏まえ、十分な安全確保を図るため、基礎部分の設置面への収め方など利用者の安全確保と遊具の耐久性に配慮した地面への固定方法、組み立て、接合、仕上げ等、施工の各段階における品質管理を徹底するように、指示、承諾、協議などを行う。

なお、子どもの遊びの特徴から、施工者に対して、資材搬入時や施工時から施工完了、引き渡しまでの期間に、安全確保が図られるよう指示を行うことが必要である。

3 3 維持管理段階

(1) 点検手順に従った確実な安全点検

遊具の維持管理は、遊具そのものの性能確保に関する点検・修理にとどまらず、子どもにとって安全で楽しい遊び場であるかという視点を持って行うことが必要である。遊具の構造を要因とする物的ハザードの発見・除去を中心に確実な安全点検を行うとともに、定期的な補修などの維持管理を行うため、維持管理計画を策定し実行する。

安全点検は、維持管理全体の中で最も基本的な作業である。安全点検には、初期の動作確認のために製造・施工者が行う初期点検、公園管理者が行う日常点検及び定期点検、専門技術者が行う精密点検があり、これらの安全点検を確実に行うものとする。

特に、日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。

(2) 発見されたハザードの適切な処理

発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。

なお、応急措置を講ずる際には、恒久的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。

(3) 事故への対応

事故が発生した場合、負傷者への対応や再発防止対策を速やかに講ずる必要があるため、遊び場には関係官署や公園管理者の連絡先を掲示することが望ましい。

事故後の対応としては、事故のあった遊具への迅速な応急措置及び恒久的な措置、事故原因の調査などを行い再発防止に努める。

(4) 事故に関する情報の収集と活用

事故については、発生状況の記録と分析を行い、事故の再発防止、遊具の改善などに反映させることが必要である。

事故の発生状況などの情報については、遊び場や遊具に関わる者が共有・交換し、相互に役立てることが望まれる。

特に、遊具において30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生した事故が起きた場合には、関係機関が速やかに情報を共有できるよう報告などの必要な措置を行うものとする。

3 4 利用段階

(1) 遊具の利用状況の把握

設置した遊具の利用状況の実態を知ることは、遊具の安全確保を図る上で重要であり、子どもと保護者・地域住民の協力を得て遊具の利用状況を把握し、維持管理や改修などに活かすことが必要である。

(2) 安全管理の啓発と指導

遊具に関わる事故を未然に防ぐためには、遊具の利用状況を踏まえた上で、公園管理者と子ども・保護者や地域住民との間で、遊具の安全確保のための対策や相互の役割分担などについて共通の認識を持つことが重要であ

る。

遊具の安全管理には、子どもや保護者の協力が不可欠であるため、公園管理者は、地方公共団体内の関係部署や地元自治会、地域住民との相互協力のもとで、子どもや保護者が自らの服装や遊具の異常にも注意を払うなどの都市公園での安全で楽しい遊び方についての普及啓発にも配慮する。

なお、事故防止のための指導にあたっては、子どもの遊びは本来自由で自発的なものであり、遊びの価値を十分に勘案し、過度に制約的にならないように注意する。

(3) 子どもと保護者・地域住民との協働による楽しい遊び場づくり

都市公園には、通常、公園管理者が常駐していないため、保護者・地域住民と連携し、子どもの遊びに対する共通認識を形成して、安全な遊び場づくりに取り組むことが望ましい。

保護者や地域住民が、子どもの遊びや遊具に対して関心を持ち、日頃から適切に注意喚起をするなど、積極的に関与していくことが重要である。

また、遊び場に関わる民間団体との連携を図り、子どもと保護者・地域住民に対し、遊び場を安全で楽しく利用するための普及啓発を協働で行うことが望まれる。

都市公園の遊戯施設の安全性に関する調査検討委員会
委員名簿

	氏名	役職名
委員長	平野 侃三	東京農業大学地域環境科学部教授
委員	岩河 信文	明治大学農学部教授
"	荻須 隆雄	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授
"	齋藤 歎能	横浜国立大学教育学部教授
"	大村 璋子	IPA 日本支部相談役(前代表)
"	大坪 龍太	PSN 代表
"	樋渡 達也	東京農業大学地域環境科学部客員教授
"	小幡 純子	上智大学法学部教授
"	東間 掬子	元杉並区保育園園長
"	安藤 明	東京都建設局公園緑地部長
"	山木 従徳	横浜市緑政局公園部長
協力委員	松本 守	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長
"	稗田 昭人	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課公園企画官
"	小林 昭	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課公園・緑化事業調整官
"	小川 陽一	都市基盤整備公団公園緑地部長
"	前田 博	(財)公園緑地管理財団調査部長
"	半田真理子	(財)都市緑化技術開発機構研究第二部長
"	小泉 直介	(社)日本造園建設業協会副会長
"	村岡 政子	(社)ランドスケープコンサルタンツ協会技術委員会委員
"	永島 勝治	(社)日本公園施設業協会規準制度運営委員会委員長

(順不同・敬称略)
平成14年1月現在

本指針により、公園管理者において必要な安全措置が講じられ、都市公園における遊び場の安全性が一層高まることが期待されます。

今回の通知にあたっては、本指針の理解を深め、適正な運用が図られるよう、本指針の解説並びに補足的事項を記述した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(解説版)を作成しています。

なお、本指針並びに本指針の解説版については、国土交通省のホームページの「公園とみどり」のページにおいても掲載しており、閲覧することができます。

「公園とみどり」の URL

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/park/pa01.htm>